

第 3 4 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債  
発 行 要 項

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1. 発行者の名称   | 川崎市   | 岡三証券株式会社   |
| 2. 発行総額   | 金 7 0 億円  | セレサ川崎農業協同組合  |
| 3. 発行の目的  | 平成 2 4 年度一般会計資金及び下水道事業会計資金  | ゴールドマン・サックス証券株式会社  |
| 4. 発行日  | 平成 2 5 年 1 月 3 1 日  | 東海東京証券株式会社   |
| 5. 各公債の金額   | 1 万円  | 丸三証券株式会社   |
|   | 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成 1 3 年法律第 7 5 号）の規定の適用を受けるものとする。   | 株式会社りそな銀行  |
| 6. 利率   | 年 0 . 2 2 5 パーセント   | 株式会社三菱東京 U F J 銀行  |
| 7. 発行価額   | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円  | クレディ・スイス証券株式会社   |
| 8. 償還金額   | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円  | 株式会社みずほコーポレート銀行  |
| 9. 償還の方法及び期限  |   | ドイツ証券株式会社  |
| (1) 本公債の元金は、平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日にその全額を償還する。   |   | パークレイズ証券株式会社   |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  |   | S M B C フレンド証券株式会社   |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。  |   | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構  |
| 10. 利息支払の方法及び期限   |   | 17. 発行代理人及び支払代理人   |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 2 5 年 6 月 2 0 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 2 0 日及び 1 2 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 |   | 第 1 6 号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| (2) 発行日の翌日から平成 2 5 年 6 月 2 0 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。                                       |   | 18. 新証券コード J P 2 1 4 1 3 0 1 D 1 6                             |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。   |   |  |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。   |   |  |
| 11. 申込期日  | 平成 2 5 年 1 月 2 5 日  |  |
| 12. 募入方法  | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。   |  |
| 13. 払込期日  | 平成 2 5 年 1 月 3 1 日  |  |
| 14. 募集の受託会社   | 株式会社横浜銀行（代表）<br>株式会社三菱東京 U F J 銀行   |  |
| 15. 引受並びに募集取扱会社   | 株式会社横浜銀行（代表）<br>野村證券株式会社<br>みずほ証券株式会社<br>S M B C 日興証券株式会社<br>株式会社みずほ銀行<br>大和証券株式会社<br>三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社<br>株式会社三井住友銀行<br>川崎信用金庫 |  |

以 上